

政令第百二十五号

食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、食品表示法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十七号）附則第二項、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十五条第五項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条・第二条）

第二章 経過措置（第三条）

附則

第一章 関係政令の整備

（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令の一部改正）

第一条 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「第七号」を「第八号」に改め、同項第三号中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第十条の二第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による公表に関する事務 当該届出に係る食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

第七条第三項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第六項中「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同条第七項中「第七号」を「第八号」に改める。

(消費者庁組織令の一部改正)

第二条 消費者庁組織令(平成二十一年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第九号中「並びに同法」を「同法」に改め、「実施」の下に「並びに同法第十条の二第一項の規定による届出の受理」を加える。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第二章 経過措置

第三条 食品表示法の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という。)による改正後の食品

表示法第十条の二第一項の規定は、改正法の施行の日以後に着手された同項に規定する食品の回収について適用する。

附 則

この政令は、食品表示法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。ただし、第二条中消費者庁組織令附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。